

○岡谷市文化財保護条例 (抜粋)

第7章 岡谷市文化財保護審議会

(設置)

第40条 法第190条の規定に基づき、岡谷市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平成17条例10・一部改正)

(所掌事務)

第41条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第42条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特定の事項について調査するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第43条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特定の事項の調査が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第44条 審議会に、会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第45条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

岡谷市文化財保護審議会委員

28. 4. 1

| 氏名 | 専門分野 | 生年月日 | 備考 |
|-------|------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 宮坂 正博 | 有形文化財 (古美術・建造物) | 昭24. 1. 5 (67歳) (1949) | 平成14. 4. 1から8期目 15年目 (前代会長) |
| 小口 敏高 | 有形・無形文化財 (美術・工芸・民芸) | 昭15. 12. 15 (75歳) (1940) | 平成18. 4. 1から6期目 11年目 (前期職務代理者) |
| 小口 圭一 | 有形文化財 (近代史・製糸業) | 昭9. 3. 11 (82歳) (1934) | 平成23. 4. 1から4期目 6年目 |
| 熊澤 祥吉 | 有形文化財 (美術) | 昭20. 11. 17 (70歳) (1945) | 平成24. 4. 1から3期目 5年目 |
| 武居 薫 | 天然記念物 (自然) | 昭25. 11. 13 (65歳) (1950) | 平成24. 4. 1から3期目 5年目 |
| 宮坂 春夫 | 有形文化財 (古美術・製糸業) | 昭25. 12. 21 (65歳) (1950) | 平成24. 4. 1から3期目 5年目 |

任期・・・平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間

岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づく文化財保護審議委員の
選任の考え方（内部資料）

岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針

第4条（1）広く各界各年齢層の中から選任することに努める。

審議委員は、文化財に対して専門性を要するため、文化財の分類に応じて各種専門の委員を選任する。各界から選任することに固執しない。

委員の専門的な知識判断を優先するため、年齢層については原則問わない。しかし、高齢者については調査中の安全確保、任期途中で急逝を避けるため、80歳を目安に交代を検討する。ただし特定の事項を調査審議する定数外の臨時委員はこの限りではない。

（2）委員の公募制度の積極的な導入を図るものとする。

文化財保護審議会の審議は専門的見地から審議を行うものであり、委員は学識経験者から選任することが条例に定められている。このため、公募により多くの市民の意見を取り入れることに重点を置いた審議委員会とは性質が異なる。このため委員の公募はしない。

（3）女性委員の割合が概ね4割以上となるよう努めるものとする。

審議委員は、文化財に対して専門性を要するため、必要な知識を持っていれば性別は問わない。しかし、男女共同参画社会の実現を踏まえ、女性委員の掘り起こしに努める。

（5）市職員を選任しないものとする。

現職の市正規職員は選任しない。

現職の嘱託・臨時職員は教育委員会に所属しているものは選任しない。

（同一人物が、諮問答申の両方の立場に所属することを避ける）

元市職員の選任は民間登用を優先し、特別な理由がない限り避ける。

（6）在任期間が引き続き3期を超えないものとする。

審議事項の継続的な調査審議や、長期にわたる経験が必要なため、任期3期までとはしない。

委員を選任する対象となる学識経験者が少ないため、長期にわたることは止むを得ない。

（7）他の審議会等の兼職数は3以内とする。

原則として兼職数は3以内とするが、他に専門知識を持つ人材がない場合は止むを得ない。

平成28年1月27日照会

諏訪6市町村 文化財(保護・専門・調査)審議会委員の状況

| | 岡谷市 | 諏訪市 | 茅野市 | 下諏訪町 | 富士見町 | 原村 |
|--------------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 現在の委員の人数 | 6名 | 10名 | 7名 | 5名(欠員1名) | 6名 | 5名 |
| 委員の男女数 | 男性 6名 女性 0名 | 男性 10名 女性 0名 | 男性 7名 女性 0名 | 男性 5名 女性 0名 | 男性 6名 女性 0名 | 男性 5名 女性 0名 |
| 平成27年4月1日時点で 一番長い委員の方で 何期 何年目か | 7期目 13年目 | 10期目 19年目 | 4期目 7年目 | 16期目 32年目 | 14期目 28年目 | 13期目 26年目 |
| 最高齢の方 | 82歳 | 84歳 | 82歳 | 90歳 | 88歳 | 89歳 |
| 一番若い方 | 64歳 | 53歳 | 55歳 | 63歳 | 72歳 | 68歳 |
| 年代別人数 | 90歳代 0名 80歳代 1名 70歳代 2名 60歳代 3名 50歳代 0名 | 90歳代 0名 80歳代 3名 70歳代 3名 60歳代 2名 50歳代 2名 | 90歳代 0名 80歳代 1名 70歳代 3名 60歳代 2名 50歳代 1名 | 90歳代 1名 80歳代 2名 70歳代 0名 60歳代 2名 50歳代 0名 | 90歳代 0名 80歳代 4名 70歳代 2名 60歳代 0名 50歳代 0名 | 90歳代 0名 80歳代 2名 70歳代 1名 60歳代 2名 50歳代 0名 |